

[明石市労働組合連合会への回答]

年末一時金及び2021年度賃金改善等
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 本年度の給与改定については、人事院勧告を踏まえ、一般職の給与について期末手当0.15月相当額を、再任用職員の給与について期末手当0.1月相当額を引き下げる考えです。

ただし、本市の給与改定的前提となる、国家公務員の給与改定については、通常12月の期末勤勉手当の支給前に行われる、国家公務員給与法の改正が見送りになっています。

このため、本年12月の期末勤勉手当については、現行の条例及び規則等に基づき、12月10日に支給する予定です。

なお、本市における給与改定の時期及び方法については、今後の国の取扱いに準じて決定する考えであり、協議すべき事項は協議していく考えです。

- 2 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援として人事院から報告のあった、育児休業の取得回数制限の緩和、不妊治療のための有給休暇の新設及び非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等については、国の取扱いに準じ、令和4年第1回定例会3月議会以降、順次、条例改正等の必要な対応を行う考えです。

なお、協議すべき事項は協議していく考えです。

- 3 2017年1月に行った昇給抑制措置の復元については、本年度においても、ラスパイレス指数が100を上回っているため、現時点では困難な状況ですが、今後も引き続き労使協議を行う考えです。

- 4 今後の人事給与の適正化案として要請した、①本市独自の行政職4級への昇格基準の廃止、②人事評価結果に基づく昇格・降任制度の導入、③新規採用職員に係る初年度の定期昇給の見直し、④私療養休暇から復職した際の昇給復元措置廃止、及び、このたび追加した⑤行政職・技能労務職4級の昇給の特例廃止の5項目については、国公準拠の原則はもとより、現在の社会情勢を踏まえ、なんとしても速やかに是正すべきであるとの考えのもと、本年度中を目途に、今後も引き続き労使協議を行う考えです。

- 5 会計年度任用職員の給与制度については、他都市の状況や政府の経済対策案における保育士、介護士等の賃上げの動向なども踏まえながら、引き続き検討していく考えです。